

第二分科会関係資料

監査機能の分類・類型化の例

監査 [*] の類型分類		監査判断の基準及び測度	
合規性（準拠性）監査	財務事務の正確性 決算監査	財務関係書類の正確性 決算の正確性の検証等	
	狭義の適法性（合規性）監査	法規違反行為・不正・濫用の摘発 等	
業績（3E・VFM）監査 ^{**}	経済性監査・効率性監査	インプットコスト、提供財・サービスの量 等	
	広義の有効性監査	狭義の有効性監査	目標達成度 等
		政策評価監査又は アウトカムの監査	代替案の提示、政策目的の功罪と賢明性 等

(*) 監査の概念については、一般的に、「経済活動及び経済事象に関する言明(assertions)と設定された規準(criteria)との合致の程度を確かめるために、これらの言明に関する証拠を客観的に入手し、評価し、さらにその結果を利害関係を有する利用者に伝達する体系的な(systematic)プロセスである。」と定義されている。(A.A.A. "A Statement of Basic Auditing Concepts Report of the Committee on Basic Auditing Concepts Accounting Review"[1972])

(**) 3E=Efficiency効率性・Economy経済性・Effectiveness効果性、VFM=Value For Money

(***) 本資料は、鈴木豊編著「日本監査研究会リサーチシリーズⅢ『政府監査基準の構造』」[2005]などに基づき作成したものの。

株式会社*における監査・監督機能について

分類	監査・監督の対象	判断の基準	資格要件
** 外部機関	会計監査人監査	正確性・企業会計原則準拠性	あり (公認会計士又は監査法人)
** 内部機関	取締役の職務執行	*** 適法性(合規性) (法令・定款)	-
		適法性(合規性) (法令・定款)	-
		妥当性(業績)	
取締役相互又は取締役会による取締役の監督			

(*) 本資料は、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。

(**) 会社法上、会計監査人、監査役及び取締役はいずれも会社の「機関」とされているが(会社法第326条第2項)、監査役及び取締役は会社の「役員」であるのに対して、会計監査人は「役員」には含まれない(会社法第329条第1項)。

(***) 監査役監査は、原則として、適法性(合規制)(法令・定款違反)の監査に限られる。ただし、業務執行の不当性が一定限度を超えると善管注意義務違反として違法となると解されている。(江頭憲治郎「株式会社法第3版」[2009])

地方公共団体における監査機能について

※現行では、下記のほか、住民・議会・長の要求による事務監査、住民監査請求監査等がある。

		監査の対象			
		現金出納	決算	財務事務	行政事務
監査判断の主な基準	正確性 (誤謬の発見)	内部監査 (監査委員による監査)		外部監査	内部監査
	適法性 (合規性)	例月出納 検査	決算審査	財務監査	行政監査
	3E・VFM(業績)	効率性及び 能率性		財務監査	
	合理性				

効率性・有効性等の観点からのチェック機能の例（高松市の例）

	実施根拠	対象	主体	機能
予算調製上の検証機能	地方自治法 (§ 149)	全ての事務事業	財政当局(財政課)	必要性、効果、財源の適切な配分の観点等から精査
事業仕分け	要綱 要領(今後策定)	全ての事務事業	他の自治体職員、企業経営者、NPO、住民公募等	必要性、公民の役割分担等の観点から事業仕分け
行政評価 (事務事業評価)	実施要綱 実施要領	33事業	所管課(一次評価)と内部プロジェクトチーム(二次評価)	必要性、効果性、効率性、緊急性及び公民の役割分担の観点等から評価
外部評価 (第三者評価)		うち11事業	外部有識者(公募1名含む)7名を長が委嘱	
監査委員による監査	地方自治法 (§ 199)	財務事務等	監査委員(議会の同意を得て、長が任命)	主に適法性・効率性・有効性・経済性の観点から監査
外部監査	地方自治法 (§ 252-36等)	財務事務等	公認会計士等(議会の議決を経て、長が契約締結)	主に適法性・効率性・有効性・経済性の観点から監査
議会の監視機能	地方自治法 (§ 98・§ 100)	事務執行全般	議会	相互牽制により事務処理の適正を図る観点等から実施

3E・VFM(業績)の観点からの評価・監査等

事務・事業に係る